

環 保 第 1 5 1 6 号
平成 25 年 6 月 21 日

四條畷市

代表者 四條畷市長 土井 一憲 様

大阪府知事 松井 一郎

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について（申述）

平成25年1月24日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影
響評価条例施行規則第90条において準用する同条例第22条第1項の規定に
より、環境の保全の見地からの意見を下記のとおり申し述べます。

記

本事業の実施にあたっては、事業計画地内で土壌及び地下水の汚染が確認
されていること、また、事業計画地及びその周辺は金剛紀泉生駒国定公園区
域であることなどから、環境保全に一層の配慮が求められているところであ
る。

貴職におかれては、このような状況を踏まえ、環境影響評価準備書に記載
の環境保全対策を確実に実施するとともに、別紙の事項を実施することによ
り、環境への影響を可能な限り低減するよう、事業予定者等を指導されたい。

環 保 第 1 5 1 6 号
平成 25 年 6 月 21 日

交野市

代表者 交野市長 中田 仁公 様

大阪府知事 松井 一郎

東部大阪都市計画ごみ焼却場四條畷市交野市ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について（申述）

平成25年1月24日付けで提出のあった標記準備書について、大阪府環境影
響評価条例施行規則第90条において準用する同条例第22条第1項の規定に
より、環境の保全の見地からの意見を下記のとおり申し述べます。

記

本事業の実施にあたっては、事業計画地内で土壌及び地下水の汚染が確認
されていること、また、事業計画地及びその周辺は金剛紀泉生駒国定公園区
域であることなどから、環境保全に一層の配慮が求められているところであ
る。

貴職におかれては、このような状況を踏まえ、環境影響評価準備書に記載
の環境保全対策を確実に実施するとともに、別紙の事項を実施することによ
り、環境への影響を可能な限り低減するよう、事業予定者等を指導されたい。

全般的事項

- (1) 資源循環型社会の構築を推進する観点からも、リデュース、リユース、リサイクル（リサイクルの質の確保と向上を含む。）の推進等に係る総合的な取り組みを積極的に講じ、ごみの排出量及び最終処分量をより一層削減するよう努めること。

大気質・悪臭・地球環境

- (1) 施設の稼働にあたっては、燃焼管理を適切に行うとともに、焼却炉及び排ガス処理装置の維持管理を徹底することにより、大気汚染物質の排出量の一層の低減を図ること。
- (2) 今後の両市域における事業活動や将来人口等ごみの排出量に関わる将来推計は変動することが考えられることから、大気質、悪臭及び地球環境の事後調査は、供用開始後5年までの間で適切な期間実施すること。

水質・底質、地下水及び土壌汚染

- (1) 供用後の事業計画地内からの排水については、土地の改変が行われた直後で、水質が安定しないことが考えられるため、モニタリングの頻度を高めて排水の水質を把握した上で、濁水処理装置及び活性炭による水質処理装置を適切に稼働させること。
- (2) 工事中の排水の有害物質（6物質）について、濁度を指標として管理しているため、その相関関係を明らかにし、工事着手までに事後調査計画書に管理の手法を記載すること。また、相関関係が認められない有害物質については、公定法による測定を追加、簡易検査（パックテストなど）の活用などにより、監視を適切に行うこと。
- (3) 工事中の排水については、事前の土壌調査は表層と岩盤直上のみで実施しており、事業計画地全域の汚染状況を把握していないことから、汚染が認められた区画以外を掘削する場合においても、汚染が認められた区画と同様、地下水が発生した時点で不溶化剤による排水処理を行うなどにより、有害物質濃度の低減を図ること。
- (4) 供用後の排水及び事業計画地内の観測井と周辺井戸での地下水の事後調査は、土地改変により水質の変動が考えられることから、供用開始後5年程度実施すること。

騒音・振動・低周波音

- (1) 事業計画地周辺の住宅地及び道路沿道において騒音が環境基準を超過している地点があることから、事業の実施にあたっては準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、事業による騒音等の影響を最小限にとどめること。

陸域生態系

- (1) 緑化に際しては、可能な限り緑化面積を確保し、事業計画地周辺の生態系に配慮すること。
- (2) 人工的に整備した湿地及び修景池は管理を怠ると外来種が繁殖し、却って周辺の生態系に影響を与える懸念があることから、整備後についても適切な維持管理を行うこと。

景観

- (1) 煙突が出現することなどにより、特に近景域においては景観に変化が生じることから、施設の意匠、色彩及び事業計画地内の緑化の具体化に際しては、周辺の景観との調和に配慮した上で決定すること。

廃棄物・発生土

- (1) 掘削土に混入している廃棄物の処分にあたっては、廃棄物の性状に応じて処分方法や処分先等について入念に検討し、適正に処分すること。
- (2) 掘削土に混入しているコンクリート等を再利用するため、ふるいや破碎を実施する場合は、コンクリート等に付着する汚染土壌が事業計画地の周辺に飛散流出しないよう適切な措置を講じること。